

多世帯での同居・近居や空き家の利活用を支援します！

福井市

最大120万円

ふくいの住まい支援事業にて補助します

子3人以上の子育て世帯が
空き家情報バンクの住宅を購入して、
リフォームする場合

🏠 同居・近居

同居

リフォームする 最大30万円
引越しをする 最大 5万円

近居

中古住宅を購入 最大60万円
引越しをする 最大 5万円

🔧 建替え・賃借

建替

旧耐震住宅を建替 最大30万円

賃借

特定公共賃貸住宅を借りて住む
2万5千円/月

🏠 空き家

空き家情報バンクの空き家

購入する 最大120万円

リフォームする※ 最大30万円
※安心R住宅加算との併用不可

借りて住む
最大2万5千円/月

詳しくは裏面 ふくいの住まい支援事業 をご覧ください

《お問い合わせ先》 福井市 住宅政策課 0776-20-5571

多世帯での同居・近居や空き家の利活用を支援します！

令和7年度 ふくい住まい支援事業

※すべての事業において、**事業着手（契約）前の申請**が必要です。



多世帯同居・近居	多世帯で新たに同居・近居する		
	支援メニュー	事業名	補助金額
	新たに多世帯で同居するために家を リフォーム する	多世帯同居リフォーム支援事業	新たに多世帯で同居するためのリフォームに対して補助 【補助金額】 対象工事費の1/3または補助金額のうち小さいほう 他要件あり 20万円 居住誘導区域 30万円
	新たに多世帯で近居するために 中古住宅 を 購入 する	多世帯近居中古住宅取得支援事業	新たに同一小学校区内で、多世帯で近居するための中古住宅の取得に対して補助 【子3人加算】 子3人以上の子育て世帯が、居住誘導区域の住宅を取得する場合に30万円を加算 他要件あり 近居のみ 子3人加算 30万円 ※居住誘導区域
	新たに多世帯で同居や近居するために 引越 しをする	多世帯同居近居住宅支援事業	新たに多世帯で同居、または、新たに同一小学校区内で、多世帯で近居するための引越し費用に対して補助 【補助金額】 引越し費用の1/3または補助金額のうち小さいほう ※賃貸物件は対象外 他要件あり 3万円 居住誘導区域 5万円

新婚・子育て・U・Iターン・被災者向け	住宅を建て替える		
	支援メニュー	事業名	補助金額
	旧耐震住宅を解体し新築住宅を建てる	建替住宅取得支援事業	新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯、自然災害の被災者世帯が居住誘導区域で旧耐震住宅を建替える際に補助 【補助対象工事】 除却工事（家財処分を除く） 他要件あり 居住誘導区域に限る 30万円

新婚・子育て・U・Iターン・被災者向け	空き家情報バンクに登録された空き家に住む		
	支援メニュー	事業名	補助金額
	空き家を 購入 する ※空き家情報バンク登録物件対象	空き家取得支援事業	新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯、自然災害の被災者世帯の空き家の購入に対して補助 【安心R住宅加算】 安心R住宅の標章が使用されたリフォーム済みの空き家には30万円を加算 【子3人加算】 子3人以上の子育て世帯が、居住誘導区域の住宅を取得する場合に30万円を加算 他要件あり 30万円 居住誘導区域 60万円 安心R加算 30万円 子3人加算 30万円 ※居住誘導区域
	空き家を リフォーム する ※空き家情報バンク登録物件対象	空き家リフォーム支援事業	賃貸住宅の所有者、新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯、自然災害の被災者世帯の空き家のリフォームに対して補助 【補助金額】 対象工事費の1/5または補助金額のうち小さいほう 他要件あり 30万円
	空き家を 借りて 住む ※空き家情報バンク登録物件対象	空き家家賃支援事業	新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯、自然災害の被災者世帯に対し、空き家の家賃の一部を補助 【補助金額】 月額家賃の1/3または補助金額のうち小さいほう 【補助期間】 最大12か月間 他要件あり 2万5千円/月

U・Iターン限定	市の賃貸住宅を借りる		
	支援メニュー	事業名	補助金額
	市の 特定公共賃貸住宅 を 借りて 住む	U・Iターン世帯特公賃家賃支援事業	U・Iターン世帯に対し市営特定公共賃貸住宅の家賃の一部を補助 【補助期間】 最大12か月間 他要件あり 2万5千円/月

新婚世帯 …入籍後5年以内の夫婦を含む世帯。／子育て世帯 …18歳になる年度までの子を含む世帯。
U・Iターン世帯 …県内に転入する直前の住所が、連続して3年以上県外に有する者を含む世帯。（新規卒業者、転勤等の転入を除く。）
自然災害の被災者世帯 …自然災害に起因する災害証明書（災害発生から2年を経過しないもの）の交付を受けた住宅に当時居住していた者を含む世帯。
旧耐震住宅 …1981（昭和56）年5月31日までに着工または建築された戸建て住宅。
中古住宅 …建設工事の完了の日から起算して1年を経過し、または居住の用に供されたことがある住宅。
居住誘導区域 …福井市立地適正化計画で定める区域。区域の確認は都市計画課（0776-20-5450）までお問合せください。

＜お問い合わせ先＞

福井市 住宅政策課 0776-20-5571

